

中高契第 157号
平成20年9月12日

本社の事業本部、事業部及び部の長
並びに支社の長 殿

企 画 本 部 長

工事請負契約書第25条第5項の運用の拡充について

工事請負契約書（「中日本高速道路株式会社工事・調査等契約事務処理要領」（平成18年11月30日付け中高契第146号）の別記様式1）第25条第5項の規定（以下「単品スライド条項」という。）の運用については、「工事請負契約書第21条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）の運用基準について」（平成元年12月27日付け調契第997号）及び「工事請負契約書第25条第5項の運用について」（平成20年7月28日付け中高契第90号、以下「運用通達」という。）に定めたところであるが、その後の経済情勢を鑑みると、地域や工事の内容によっては、原油価格の高騰等により、鋼材類、燃料油やアスファルト類以外の主要な工事材料についても価格が著しく上昇し、請負代金額が不相当となるおそれがあると認められる。このため、当分の間、下記のとおり単品スライド条項の運用を拡充することとしたので、取扱に遺漏のないよう措置されたい。

なお、本通達に基づき単品スライド条項を適用しようとする場合には、事前に本社担当部署と協議されたい。

記

原油価格の高騰等の特別な要因により、日本国内の地域において鋼材類、燃料油及びアスファルト類以外の主要工事材料の価格の著しい上昇が認められる場合には、運用通達に基づき鋼材類について単品スライド条項を適用する場合の取扱に準じて、当該工事材料について単品スライド条項を適用できるものとする。この場合においては、当該工事材料の価格上昇の要因について十分に把握するものとし、その要因が明らかなものについて、各品目ごとに算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えることを確認するものとする。

附 則

- 1 この通達は、平成 20 年 9 月 12 日から施行し、適用する。
- 2 工期の末日がこの通達の施行日以降で平成 20 年 12 月 31 日以前である工事についての単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期が 2 月未満であっても、工期満了前であって、かつ、平成 20 年 10 月 31 日までの場合は、これを行うことができるものとする。